

第446回（定例）福崎町議会会議録

平成24年9月25日（火）
午前9時30分 開 会

1. 平成24年9月25日、第446回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	北山孝彦	9番	宮内富夫
2番	牛尾雅一	10番	釜坂道弘
3番	石野光市	11番	東森修一
4番	小林博	12番	富田昭市
5番	志水正幸	13番	城谷英之
6番	福永繁一	14番	吉識定和
7番	前川裕量	15番	高井國年
8番	難波靖通	16番	松岡秀人

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 吉識功二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税 務 課 長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	住 民 生 活 課 長 補 佐	成田邦造
まちづくり課長	豊國明仁	産 業 課 長	近藤博之
下水道課長	井上茂樹	水 道 課 長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 討論・採決
第 4 追加議案の上程、討論・採決
第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 総括質疑
日程第 2 委員長報告・質疑
日程第 3 討論・採決
日程第 4 追加議案の上程、討論・採決
日程第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は16名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
この9月16日未明に、町内で発生した住宅火災で、母と子、3人の尊い生命が失われたとの悲報に接し、悲しみに堪えません。ここに哀悼の意を表しますとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。また、ご家族をはじめ、関係者の方々に心からお見舞い申し上げます。
それでは、付託をしておりました全ての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長宛てに提出されております。
よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

日程第1 総括質疑

議 長 それでは日程により、本定例会に上程されました議案について、総括質疑を受けてまいります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願い申し上げます。
それでは、ご質疑がございましたらどうぞ。

9 番 55号議案の、補正予算について、事項別明細書の20ページでございますが、2トンダンプが盗まれたと、こういう報告を受けておりますが、それにつきまして説明を求めます。

会計管理者 役場で集中管理をしております2トンダンプでございます。本年の6月1日から翌日の6月2日の間に盗難にあったというものでございます。
ダンプにつきましては、役場の駐車場に鍵をかけて駐車をしておりました。

9 番 盗まれたということは仕方がないこととございますが、これにつきまして、その後、盗まれたということではどのような対処をされたのか、お尋ねをいたします。

会計管理者 警察にももちろん届け出をしております。それと、今の防犯体制でございますが、役場正面には夜間は車どめ、また駐車場につきましても防犯灯を4カ所、集中管理者の車庫にはセンサーライト4個をつけて防犯体制をしております。また、夜間には宿直の方がおられますけれども、なかなか外回りの盗難になりますと気づかないところがございますので、これからも管理については十分にやっていきたいと思っております。

9 番 総務課長にお尋ねをしたいんですけども、盗まれたということに対して、出先機関等に対して、また部署に対して、「こういう事件があったから、今後、車両について管理を徹底するように」というような指示文書は出されましたでしょうか。

総務課長 特にそういった指示は出しておりません。

9 番 いろんな面で、やはりリスク管理というようなことがありましたら、こういうのは全職員に知らしめて、「今後徹底するように」と、こういうような指示が必要ではないのでしょうか。

総務課長 ダンプが盗まれたということにつきましては、掲示板では職員には周知をしたところでございます。

9 番 今後そういうようなことがありましたら、出先機関の職員の隅々まで行き渡るようにしてもらいたいと、このように要望するわけとございます。やはりそこがリスク管理として一番大事なところではないかと。盗まれることはもう仕方がな

いことですが、今後の処理について、もっと徹底していただきたいと、このように願うわけでございます。

議 長 他にございませんか。

8 番 諮問について、一、二お尋ねをしたいと思います。

今回、異議申し立てがなされておるわけでありますが、この申立者に対して、町と申立者の間に事前の接触というものはなかったのでしょうか。

下水道課長 接続前につきましてはございません。

8 番 法的にはそういう建物の管理者が接続すれば、たな子は払わなければならないというようなことになっておるようでありますが、やはり事前にそういったことがきちっと、「いついつ工事をしますよ」と。「支払いは、たな子さんでお願いしますよ」というような話があったら、このようにもめるというようなことはなかったのではないかなど。普通、下水道工事をする場合、地域ごとに説明会等が行われておるのではないかなどと思いますが、今回の場合はどのような状況であったのですか。

下水道課長 当然ながら事前につきましては、関係集落等に出向いて説明会を行っているところでございます。

8 番 その場合は、対象者は建物の所有者ということで、たな子には一切そういう話はされておらないということなんですか。

下水道課長 所有者さんには言うておりますけれども、たな子さん等につきましては、通知等は行っておりません。

8 番 この資料の4ページ。公共下水道使用開始届というコピーがあります。この中で、届出人は林八郎さんということになっておるんですが、ここで料金の支払い方法。これについてチェックがなされていないということですね。これを受け取ってそのまま当局としては工事をしたということでしょう。本来は、これは書かれてしかるべきことではないんですか。

下水道課長 議員言われますように、当然、この申請の中でチェック等を確認すべきものであったと思います。

8 番 料金の支払い方法が記入されておらない。これはケアレスのミスなのか、意識をされて書かれなかったのか、その辺はよくわかりませんが、ここところが一番今、問題になっておるのではないんですか。これをコピーされるときもそういうことは考えられなかったですか。お尋ねをします。

下水道課長 コピーするときには、やはり原本をコピーしたものでございます。当然、受け取ったときにチェックをするべきものだったと反省をしているところでございます。

8 番 行政のこういった工事ミスであるとか書類のミスであるとかというのは、ほんの少しのミスが大きな事件や事故に発生しているように思います。やはり仕事の進め方を、原点に立ち返って進めていただくことを希望いたしまして、終わりたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

9月12日の本会議2日目において、12件の案件がそれぞれの委員会に付託

されて慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長宛てに審査報告書が提出されております。

それでは、各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、審査した順に報告を求めます。

まず、決算審査特別委員会からお願いします。

事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

難波決算審査 皆さんおはようございます。

特別委員長 決算特別委員会からの報告をいたします。

去る12日の本会議において設置されました決算審査特別委員会は、委員長に私、難波靖通。副委員長に釜坂道弘議員が選出され、9月13日、14日、18日の3日間、町長、副町長、技監、民生参事、会計管理者及び担当課長等の出席を得て開催いたしました。

本会議で本委員会に付託を受けた議案は4件です。議案第46号、平成23年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について。議案第47号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。議案第48号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。議案第49号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

審査に当たっては、その予算がいかに適正に執行されているか、また期待した行政効果が得られているのか、さらには、今後改善を要する点は何かなどの視点から慎重に審査を行いましたので、その結果と経過を報告いたします。

なお、結果につきましては、事務局朗読のとおり、4議案とも全て認定すべきものと決定をいたしました。以下、主な内容について、申し上げます。

議案第46号、平成23年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定については、歳入決算は77億7,250万5,660円で、予算現額に対する収入率は100.2%であります。歳出決算額は75億8,707万3,966円で、予算現額に対する執行率は98.4%であります。歳入歳出差引額は1億8,543万1,694円となり、このうち439万4,000円は繰越明許費に係る翌年度へ繰越すべき財源であり、これを差し引いた実質収支額は1億8,103万7,694円で、単年度実質収支額は8,886万7,555円となり、3年連続の黒字となっています。

歳入については、個人町民税が長引く景気低迷の影響を受けて、町民税個人所得割が1,828万1,787円の減収、法人町民税の税割も1,167万4,700円の減収となりました。また、平成22年度の国勢調査人口が839人の減に転じたことによる影響から、普通交付税及び臨時財政対策債を合わせて、2億1,969万3,000円の減収となりました。

歳出については、主なソフト面では、福祉医療助成事業で中学校3年生までの医療費無料化の継続、柳田國男50年祭や町制55周年記念事業、食育推進事業に取り組みられました。また、東日本大震災の復興支援に職員を派遣されました。ハード面では、本町2園目の幼保一体化施設である田原幼児園建設、また都市計画道路中島井ノ口線や駅高橋線などの幹線道路の整備のほか、西治ほ場整備事業、県指定文化財大庄屋三木家住宅の保存修理も継続して実施されました。

補足説明として、委員からの主な意見、質疑の内容を申し上げます。

一般会計については、「歳入・歳出不納欠損処分、単年度黒字、不用額等の数字を考えたとき、当局の決算の評価は、単年度収支で黒字が8,867万円で、昨年と比較すると少ないが、標準的な決算であると認識をしている」と質疑に対して答弁がありました。委員からは「未収分については、税の公平負担や生活実態をよく調査し、収納率の向上に努められたい。歳入は人口が減少し、ほとんどは近畿医療福祉大学の学生とのことでありますが、普通交付税が減少し、厳しい状況となっている。さらに財政の健全化の取り組みを求める」との要望がありました。

各項目について、少し申し上げます。今後の参考にしていただきたいと思います。

町民税の徴収率については、県下において上位との報告を受けました。一方、滞納繰越額は全会計を合わせて3億8,914万567円であります。今後も引き続き税の公平性を保ちつつ、県個人住民税整理回収チームと共同滞納整理、及び関係各課と連携し、積極的に滞納債権の回収に努め、収納率の向上を図っていただきたいと思います。

人件費については、職員は一般職154名、臨時・嘱託76人、合計230人で、比率は67%と23%になっております。人件費の比率は86%と14%になっています。正規職員以外の職員も、やる気を引き起こし、能力が大いに発揮できるような体制づくりに努められたいと思います。

女性委員会を立ち上げ、女性の意見を聞く機会が持たれており、意見の反映、成果等について質疑がありました。これも一つの方策であります。女性の民生児童委員からの情報の収集も可能であるほか、女子職員で知識、経験、判断、やる気のある方も多くおられます。機会は均等に与え、女性の管理職を任命することにより、女性の声も大いに行政に生かされたいと思います。

職能、職階の研修に職員を順次派遣し、知識や技能の修得に努められていますが、さらなる研修に努められたい。

職員のミスを少なくするとともに、工事の作業状況や、点検確認が行えるような人材の育成に努めるべきだと思います。現場研修も必要であると思います。また、誤りを発見したときには、すぐに改める勇気が必要であり、職場内のトップダウン、ボトムアップの意思疎通に努め、「報・連・相」——つまり、報告・連絡・相談。それを密にやるべきだと思われたい。

予防接種事業及び成人保健事業全般については、住民に必要性や意義を十分周知してもらい、受診者、参加者の増員を図るべきだと思います。2次、3次のフォローが必要であり、行政用語を少なくし、受診者・参加者の増員を図るべきだと思います。住民にわかりやすい資料の提供が、参加を推進する重要なポイントであると思われたい。

文珠荘は指定管理者制度を導入し委託しておりますが、指定管理者制度導入の目的の一つとして、施設の活性化とサービスの向上があります。利用者から、風呂場の石けん・シャンプー等の設置や、季節に応じた料理の工夫等の要望があり、利用者の満足度向上に努められたい。

航空防除を行っておりますが、松がほとんど枯れております。十分検証し、県に要望を続け、効果ある対策が求められております。

観光事業については、観光協会が福崎駅前に3面20万円の看板の設置を予定されております。観光協会の会計にあり方について、検討をされたい。「観光客をふやすには、道路整備も必要」との質疑がありました。

防災では、将来の災害に対する取り組みについての質疑に、「住民の意識高揚

と自治会で自主的に訓練を行い、町全体の訓練も企画していきたい」との答弁がありました。

文化センターの空調、音響、耐震、アスベスト等について質疑がありました。空調設備の改修については、この議会で補正が出ているところであります。

「県民交流広場やスポーツクラブ21の事務所は学校敷地内に設置されており、土地の所有者と建物の所有者が異なっていることなどから、将来的に問題が発生するのではないか」との意見がありました。また、「将来にわたる適切な管理運営が求められているが、検討を願いたい」との質疑があり、「検討する」との答弁がありました。

不登校について質疑があり、「学校別の人数では西中学校は福崎小学校、東中学校は八千種、田原、どちらもあるが、比率は八千種小学校が多いのでは」との答弁がありました。「その原因は環境など個人個人で違うとのことで、自宅訪問は担任が行っているが、登校しても教室に入れないなど、個々に対応している」との答弁がありました。

次に、議案第47号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額19億2,693万1,529円、歳出総額18億7,502万8,151円、実質収支額5,190万3,378円となり、2万円を繰越し、地方自治法の規定により5,188万3,378円を基金に繰入るものです。基金の決算年度末現在高は4万135円です。決算後の基金総額は5,192万3,513円です。

歳入は前年度比104.4%、歳出は前年度比102.1%です。平均被保険者数は4,769人、1人当たり療養給付費は23万8,096円です。

現年度の滞納額は1,778万7,800円となり、過年度を含む滞納額は1億3,018万9,466円となっている。徴収率アップを図り、健全財政を目指して努力をしていただきたい。

保険給付費で約4,226万円の大きな不用額が生じている。しっかりした決算見込みを行い、的確な補正を行うよう要望をいたします。

また、平成23年度の国の特定健康診査の受診率目標は65%になっているのに対し、当町の受診率は38.5%であります。医療費の抑制に向け、受診率向上にさらなる努力をされるよう、要望いたします。個人負担金をなくし、受診率の向上、住民の健康増進に取り組まれている自治体もありますので、参考に願いたいと思います。

なお、一般会計法定外繰入金については、福祉医療波及分繰入額を増額し、また平成23年度から低所得対策として保険税の負担緩和、特定健診等の負担金の3分の1負担など、新規繰入の施策が講じられております。所得がゼロなのに軽減対象になっていない人の対応については、「通知を送り、相談を行っている。収入未済について生活実態に合わせた徴収努力をしているが、低所得者の方で、不納欠損になる部分が多くある」との答弁がありました。

次に、議案第48号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額1億9,802万6,369円、歳出総額1億9,543万957円で、差引額は259万5,412円です。

委員から、「県平均の給付費と比較して、福崎町はどうか」との問いに対し、「低くなっています」との答弁がありました。

次に、議案第49号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額12億5,338万7,224円、歳出総額12億5,053万73円、差引額285万7,151円となりました。そのうち2万円

を繰り越し、地方自治法の規定により、基金繰入額は283万7,151円であります。

「いきいきデイサービスをなぐさの郷でも実施できないか」の質疑があり、「今、車を回して来ていただいております。また人数が少ない、こういったことで困難である」との答弁がございました。

また、基金の調査につきましては、「用品基金は消耗品、燃料費の町内業者購入比率が約50%と低い。理由は」との質疑に、「見積もり合わせ等により購入しているため」との答弁がございました。

土地開発基金については「町として購入できる土地は」との質疑があり、「転用する農地を含め、購入できます」との説明がございました。

主な指摘や要望事項を含め報告をいたしました。その他、委員から多くの意見がございました。これら十分にご検討いただき、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、努力されることを強く望みます。

また、「決算報告書の成果欄は、きちっと書けばその事業に対する評価が十分できるのではないか」というご意見もございました。

以上、議案ごとに審査を行い、現地調査として板坂地区の野生動物防護柵設置、西治ほ場整備事業、中島井ノ口線道路整備、下水道田原汚水中継ポンプ場、日光寺山付近の松枯れの状況及び津染池漏水状況の確認をいたしました。

なお、審査の結果につきましては、議案第46号、平成23年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定から、その他特別会計決算3議案については、いずれも全員賛成で原案を認定すべきものと決しました。

今後の財政運営は、自主財源などあらゆる財源の積極的な確保に努めるとともに、第4次総合計画に沿った町民福祉の向上のための施策を積極的に推進されたい。また、特に限られた財源をいかに有効かつ効果的に配分するかは、選択と集中を慎重に判断し、町民の緊急かつ切実な問題の解決に向け、努力されるよう要望をいたします。

各特別会計はより一層経費の合理化、効率化に努力をしてほしいと思います。

以上、決算審査特別委員会の審査結果を申し上げ、議員各位におかれましてはご賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 ただいま、決算審査特別委員長からの補足説明が終わりました。

委員長 に対するご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、総務文教常任委員会からの報告です。

事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

東森総務文教 総務文教常任委員会から報告いたします。

常任委員長 付託案件、議案第52号、54号、55号、計3件について、慎重審議いたしました。

審査の結果は事務局朗読のとおり、全員賛成で原案のとおり可決することになりました。

平成24年9月12日、議会本会議において付託された案件につき、9月19日、役場第1委員会室に委員会を招集し、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長の出席を求めて、慎重に審査しました。

議案第52号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について、委員から「骨髄等を提供する場合、骨髄バンクに登録する必要があるが、登録している職員はいるのか」の問いに、「職員の登録状況は把握していない」とのことでした。

議案第54号、福崎町教育委員会の所管に属する職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について、「職員の対象範囲は」との問いに、「公立学校の教職員を対象としている」とのことでした。

議案第55号、平成24年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について、「福崎幼稚園の駐車場の買い取り価格は適正か」との問いに、「建設当時の単価を考えたもので、適正である」とのことです。「園児の安全確保は」との問いに、「整備により安全性は向上する」とのことでした。

「高岡の幼稚園の用地測量委託で、買取範囲は明確になっているのか」との問いに、「検討中」とのことでした。

「津染池の漏水工事は2度目である。補修の失敗の原因は」との問いに、「18本のグラウトで漏水をとめようとしたが、漏水は半減したものとまらなかった。今回は超微粒子モルタルでのグラウト工法を行う」とのことでした。

付託案件3件について、委員全員の賛成により、原案のとおり可決することに決定いたしました。皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議長 ただいま、総務文教常任委員長からの補足説明が終わりました。
委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、これで総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告です。

事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

難波民生 民生常任委員会より、議案審議の報告を行います。

常任委員長 委員会は9月20日、町長、副町長、関係課長等の出席のもと、開催をいたしました。

当委員会に付託を受けた議案は、議案第53号、福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。議案第56号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての2件であります。

審査結果につきましては、事務局朗読のとおりであります。全員賛成で可決をいたしました。

議案第53号は、第2次地域主権一括法の公布に伴う廃棄物処理法の改正に基づき、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定めるものであります。技術士について質疑があり、資料提出を求め、説明を受けました。

また、有資格者について質疑があり、「くれさか環境事務組合は6名、中播衛生施設事務組合は5名、いずれも正規職員であり、業務経験のほか、テストに合格した者である」と答弁がありました。

議案第56号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれに180万円を追加し、歳入歳出総額を13億3,680万円とするものです。財政調整基金から繰り入れ、国等に返還するものであります。

基金残高について質疑があり、「5, 221万5, 000円の予定である」との答弁がありました。

以上で民生常任委員会からの報告を終わります。委員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長 ただいま、民生常任委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、これで民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告です。

事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

石野産業建設常任委員長 産業建設常任委員会から、9月12日の本会議で付託のありました3件の審査内容について、報告をいたします。

9月21日に、町長、副町長、技監、各関係課長、下水道課から萩原副課長、高原係長の出席のもと、第1委員会室で委員会を開き、慎重に審議いたしました。

審査の結果は報告書のとおりであります。案件ごとに補足の説明を行います。

議案第50号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出総額とも2億4,726万9,868円の決算額とするものであります。採決の結果、全員の賛成で、議案第50号について原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第51号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額17億1,340万7,010円、歳出総額16億9,760万7,010円、歳入歳出差引額の1,580万円を全額、繰越明許費繰越額とするものであります。

質疑で、「過年度中のマンホール施工不備が発覚し、同様のことの再発防止について現在、特に留意している点については」の問いに、担当課長から「工事現場には午前、午後の1日最低2回は行くように指導していること、技監を窓口として、検査についても外部に委託して指導を受けていくような方法を検討していること、職員の能力向上について、下水道事業団の行っている研修に職員を参加させるということで、職員の理解を高めることに努めていく」との答弁がありました。採決の結果、全員の賛成で、議案第51号について、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

諮問第1号、下水道使用料滞納処分についての異議申立てに関する諮問については、慎重な審議の結果、全員一致で別紙のとおり、本件異議申し立ては棄却するのが相当と認められると決定しました。

理由として、本件は公共下水道の接続について異議申立人の了承がなかったこと、また、異議申立人みずからが使用開始届を提出していないことを理由に、公共下水道使用料徴収が不当であると主張しているが、下水道法第10条及び同法第20条、及び福崎町下水道条例第21条の規定に基づき、本件異議申し立ての正当性は認められず、棄却することが相当と認められます。

理由について、さらに説明を行いたいと思います。委員会での審議の結果のものでございます。下水道法(以下、法という)第10条で、公共下水道の供用が開始された場合、その排水区域内において公共下水道へ流入させるための排水設備の設置を建築物の所有者もしくは土地の所有者に義務づけています。使用料金

は法第20条で、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる」と定めています。下水道の使用料の徴収について定めた福崎町下水道条例（以下、条例という）第21条は、この法第20条に即したものであります。本件は、複数の入居者が共同使用していた合併浄化槽から個々の入居者の排水がおのおの公共下水道に接続されたことにより公共下水道の使用料金が発生した状況にあります。本件の公共下水道への接続について、異議申立人の了承がなかったこと、異議申立人が使用開始届を提出していないことをもって、公共下水道の使用料の徴収が不当であるとの主張が行われているものであります。前段の下水道法の第10条、第20条及び条例第21条の規定から、本件異議申し立ての内容は認められず、棄却することが相当であると認められます。

以上をもって、産業建設常任委員会からの付託案件についての審査報告説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、産業建設常任委員長からの補足説明が終わりました。
委員長に対するご質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、委員長報告及び委員長報告に対する質疑を終結します。

日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第46号、平成23年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第46号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第46号については原案のとおり認定することに決定しました。

次、議案第47号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第47号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第47号については原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第48号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出

決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第48号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第48号については原案のとおり認定することに決定しました。
次、議案第49号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第49号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第49号については原案のとおり認定することに決定しました。
次、議案第50号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第50号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第50号については原案のとおり認定することに決定しました。
次、議案第51号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第51号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第51号については原案のとおり認定することに決定しました。
次、議案第52号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第52号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第52号については原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第53号、福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第53号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第53号については原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第54号、福崎町教育委員会の所管に属する職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第54号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第54号については原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第55号、平成24年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第55号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第55号については原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第56号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第56号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第56号については原案のとおり可決することに決定しました。
次、諮問第1号、下水道使用料滞納処分についての異議申立てに関する諮問について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
諮問第1号について、本件に対する産業建設常任委員長報告は、棄却すべきであります。
委員長報告のとおり答申することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、諮問第1号については原案のとおり答申することに決定しました。
以上で、本定例会に付議されました案件で審査報告のありました案件の討論・採決を終結いたします。
途中ではありますが、しばらく休憩いたします。
再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

日程第4 追加議案の上程、討論・採決

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
この際お諮りいたします。議事日程の追加でございます。
発議第1号及び議案第57号の2件を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、発議第1号及び議案第57号の2件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
資料配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

◇

議 長 それでは会議を再開いたします。
発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定について、本発議に対する詳細なる説明を提出議員、東森修一君から求めます。

東森修一議員 発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定について、提案理由についてのご説明をいたします。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号で、和解、調停及び法律上その義務に属する損害賠償額を定めることについては、議会の議決が必要とされています。

事故が発生した場合において相手側と示談が調い、損害賠償の額の合意がなされたとしても、議会の議決を得るまでは示談が成立したことにはならず、賠償金の支払いができずに早期の救済に支障を生じることが考えられます。今回専決処分とすることができることとして追加する事項は、被害者への救済及び迅速な処理を考慮し、町の行事や施設での事故等に当たっては、1件当たり100万円以

下の損害賠償の額の決定、和解、調停です。

また交通事故にあっては、強制加入の自賠責保険の保険金額及び福崎町が任意で加入している財団法人全国自治協会自動車損害共済の共済責任額の範囲内の損害賠償額の決定、和解、調停です。新たに専決事項に指定することにより、被害者の早期救済と迅速な解決につながるものと考えます。

以上で説明を終わります。皆様のご賛同を得ますよう、よろしく願いいたします。

議 長 次、議案第57号、平成24年度福崎町一般会計補正予算（第3号）に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 追加議案第57号について、説明をさせていただきます。

議案第57号は、一般会計補正予算（第3号）であります。先ほど提案のありました発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定についてに関連をした補正予算であります。

賠償額の決定、支出に当たっては、歳入歳出予算を通した中で執行しようとするもので、会計の透明性を図るものでございます。

詳しい内容の説明は担当課長が行いますので、ご審議を賜り、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。

本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 議案第57号について、ご説明を申し上げます。

平成24年度一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に100万円を追加し、補正後の予算総額を71億7,540万円とするものです。

本補正予算の内容につきましては、発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定についての議員提案を受けて、損害賠償に係る歳入歳出予算を追加の補正予算として提案するものです。

歳出は事項別明細書の3・4ページをお開き願います。

項、総務管理費、目、一般管理費に損害賠償金として100万円を追加いたします。その財源としまして、歳入は1・2ページに計上しております。雑入、損害賠償保険金受入金を100万円追加いたします。

以上、議案第57号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

それではこれから質疑を受けてまいります。

発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

4 番 議案の内容につきましては承知をしておるわけでありませうけれども、後々のためにも、議会の権限を町長に渡すわけでありませうから、後々のために本会議で正式に提案者からも答えておいていただきたいというふうに思います。

100万円以下ということではありますが、あくまでそのものについてはこの保険の対象になるものに限定をされると、いわば人情的に町の一般財源から出されるものではないという点は、これまでの勉強会等で理解をしたところではありますが、そういう意味でこの100万円以下については、後々しっかりと保険で対応になる部分という点をこの本会議で記録として残してほしいとに思います。

副 町 長 今、質問のありました関係でありますけれども、自動車事故等に関する部分については保険金で対応するという点であります。その他の損害賠償に係る部分――今までも議決をいただいておりますが、それら等につきましては、保険金プ

ラス一般財源等の部分もございました。そういう関係におきます分野につきましては、今までどおりの取り扱いで、議案として提出をさせていただきます。

なおかつ、100万円までの一般財源における損害賠償につきましては、このたび提案しておりますように、損害賠償における部分で議会の委任を受けた長の専決事項で対応させていただこうと思っております。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第57号、平成24年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論・採決に入ります。

発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、発議第1号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第57号、平成24年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第57号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、追加上程されました議案に対する審議が終了いたしました。

日程第5 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申出であります。

お手もとに配付いたしておりますように、各常任委員長及び議会運営委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長宛に提出されております。それぞれ申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査の申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、本会議3日目の日程を全て終了いたします。

あすから一般質問が始まります。1番目の通告者、前川裕量君からよろしくお

願いをいたします。

本日はこれにて散会することにいたします。どうもお疲れさまでございました。

散会 午前 11 時 04 分